

愛媛県大規模小売店舗立地審議会 議事録

- 1 日 時 : 令和8年8月18日(火) 10:00~11:45
- 2 場 所 : 第二別館 10階 1004会議室
- 3 出席委員 : 有光委員・倉内委員・郡司島委員・竹下委員・東淵委員・八束委員・山口委員(7名)

○開 会

[事務局]

ただいまから、愛媛県大規模小売店舗立地審議会を開会いたします。

当審議会は、8名の委員で構成されておりまして、定足数は過半数の5名でございます。

本日出席の委員は7名ですので、愛媛県大規模小売店舗立地審議会規程第4条第2項に基づき、本審議会は有効に成立しております。

なお、参考人招致については、今回の審議案件でございます「(仮称)ドラッグストアモリ今治八町西店」及び「ドラッグコスモス妻鳥店」の設置者に要請いたしまして、本日、ご出席いただいております。

今回の審議会は、6月の委員改選後、最初の審議会となります。

今回の改選に当たり、本日ご出席の委員のうち、新たに愛媛大学大学院理工学研究科准教授の郡司島委員、愛媛大学社会共創学部准教授の山口委員、本日都合により欠席のNP法人消費者ネットの西丸委員の3名にご就任いただいております。また、その他の5名の皆様には引き続きご就任いただくこととなりました。皆様方、2年間よろしくお願いいたします。

続きまして、愛媛県大規模小売店舗立地審議会規程第3条第2項に基づき、委員の互選により会長を定めることとします。これから会長の互選を行いますが、会長候補者について何かご意見等がありますでしょうか。

[竹下委員]

これまでも会長を務められ、かつ地域の経済にも詳しい東淵委員に引き続き就任いただきたいと思います。

[事務局]

他にご意見等はございませんか。

竹下委員から東淵委員を会長にとのご意見をいただきました。東淵委員に会長に就任していただくことに異議はございませんか。

ー全員了解ー

[事務局]

それでは、東淵委員に会長に就任いただくこととします。東淵会長、会長席に移動をお願いします。

ー東淵会長 会長席に移動ー

[事務局]

東淵会長に一言ごあいさつをいただきたいと思います。

－東湊会長あいさつ－

[東湊会長]

まず、愛媛県大規模小売店舗立地審議会規程第3条第4項に基づき、会長に事故があるときの職務代理者を指名することとします。会長職務代理者については、竹下委員にお願いしたいと思います。

それでは、議事（審議案件）に移りたいと思います。

本日の会議の議事録署名人は、有光委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、本審議会の結果につきましては、会議終了後、会議の内容等を記載した書面を作成し、県庁において一般の閲覧に供します。

まず、お手元の資料にありますように、「(仮称) ドラッグストアモリ今治八町西店」の新設届出について審議します。

参考人の入室をお願いします。

－参考人入室－

[東湊会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料1～6 ページの主な内容について説明－

- 駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係について、指針の基準値を満たしている。
- 駐輪場の収容台数は指針の参考値から算出される台数に満たないものの、同規模の既存類似店舗等での利用実績から算出される必要台数を満たしている。
- オープン時や繁忙時には、駐車場出入口等に交通整理員を配置する。
- 騒音については4地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、b地点においては来客・従業員車両走行音により、c地点においては搬出入車両荷台扉閉音、搬出入車両座席扉開閉音、搬出入車両エンジン始動音及び来客・搬出入車両走行音により、d地点においては台車走行音、荷下ろし音、搬出入車両荷台扉開閉音、搬出入車両座席扉開閉音、搬出入車両エンジン始動音及び来客・搬出入車両走行音により規制基準値を超過した。そのため、基準値を超過した車両走行音について徐行運転時の実測値を用いて再予測を行ったところ、いずれの地点も基準値を超過した。

基準値を超過した騒音発生源について、近接する保全対象側において再々予測を行ったところ、いずれの地点も基準値以下となった。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び今治市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

[東淵会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

[山口委員]

1点気になったのは出入口③から退店していく場合、右折も可になっていることです。合流する市道には右折レーンと直進・左折レーンがあります。この右折レーンに滞留していた場合、混雑する可能性もありますが渋滞の状況はいかがでしょうか。また、運転は非常に複雑化すると思われ、最近は高齢ドライバーの方も多いので事故の発生を危惧しています。問題がないよう対策されていると考えてよいのか、加えて、出入口③の出庫レーンを右折用と左折用に分けることはしていないと思いますがこれをどう考えるか、また、出入口③をもう少し北にした方が、右折退店の車両が市道の滞留により出られず滞る可能性が多少減るのではと思います。ただ、利便性も考えた構造なのだと思います。その辺りも含めてご意見を他の委員からも伺いできたらと思います。

[参考人]

協議の中でも出入口③を北側にずらせないかというお話もありました。この出入口は西方面に帰る車両が右折レーンを使って退店することになりますが、北にずらすと正対しづらく出にくいことから、設置できる位置はここだろうということで協議させていただきました。右折で出る場合、赤信号で右折レーンに車両が止まっていると出られないこともありますが、現状の利用実態から検証した結果、多少時間を要するものの滞留しない結果となったので問題ないと判断し、警察や道路管理者と協議して決定しています。

[山口委員]

出入口③を左折退店のみにすると、南から来られた方は不便との判断もあるでしょうか。

[参考人]

国道から来る車が北側から帰ることになりますが、細街路も多く帰宅車両を通すわけにはいかないため、出入口③からの右折出庫が支障ないとの検証結果を踏まえて計画しています。

[山口委員]

既にこの市道の交通量をかなり調べていただいたうえでの判断でしょうか。

[参考人]

ピーク時の交通量を踏まえて評価した結果の判断です。

[山口委員]

御社の集客力で交通量がさらに増えるということもあるので、何かあれば対応いただく方が望ましいと思います。

[参考人]

混雑が予想される時には警備員を配置します。

[東淵会長]

倉内委員からもご意見をお伺いできればと思います。

〔倉内委員〕

大前提として、交差点の角に当たる部分には極力出店しないでいただきたいというのが我々交通の専門家の意見です。角地の店舗に出入りする車関連での事故が多く、交差点から5メートル以内に出入口は設けないという制限などは苦肉の策で、離れるに越したことはありません。もう1つよくないのが、特に最近ご高齢のドライバーが多く、認知機能が落ちてくると双方向から来る車両・自転車両方を認知することは非常に熟度が高く、車線を跨ぐような運用は基本的にリスクが大きく跳ね上がります。出入口③は交通量調査の結果を見ると自転車も一定数通行しています。車線をまたぐので右折車線が信号待ちで止まっているとその合間を縫って右折しなければならず、交通事故のリスクは非常に高いところで、出入口③をできる限り北にさせていただくことが本当は望ましいです。正対しづらいというお話がありましたが、その左側にある駐車マスを北の突き当りまで移動させ、左側を車が通れるようにすれば、駐車マスが数台減るだけで出入口③をもう少し北に変更できるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただきたいです。同じく出入口②から出て、何車線か跨いで右折してしまう車両が発生する可能性もあるので、やめさせるようにしていただきたいと思います。ただ、車は一方向だけなので出入口③と比べるとまだリスクは低いと思います。やはり気になるのは出入口③です。

また、交通事故の難しいところですが、危険な箇所は実は事故が起きにくいです。危険だと皆さん気を付けて通行されるので、事故が起きていないからよいというわけではなく、できるだけ認知負荷等を減らしてあげるような配慮が、安全のみならず安心にも繋がりますので、その点も含めてご検討いただきたいです。

〔東淵会長〕

参考人の方はどのようにお考えでしょうか。

〔参考人〕

交通について協議する中で今治警察署の方からもそういったご指導がございました。それを踏まえて道路管理者と協議して決めた場所になり、こちらの都合で申し訳ないですが開発行為の手続きが大きな問題になりかねないので、出入口③を右折させない形で、左折出庫を誘導するような対応をさせていただきたいと思います。出口に左折の矢印もしくは左折を促す看板を設置して、極力右折で出て行かれないような形で対応させていただければと思います。

〔倉内委員〕

今後の出店も含め、ぜひ、できるだけ交差点からは遠ざけていただくことを検討いただきたいと思います。

〔東淵会長〕

駐車場の台数を少し減らせば、もう少し北の位置に出入口③を設置することも可能だったということでしょうか。

〔参考人〕

それも検討したのですが、奥にあるのが従業員駐車場で、出入口を北側にずらした場合、店舗を利用するお客様が西方面に帰る際、出入口③を右折しなければなりません。そうするとうまく車両が正対できないのではないかとということで位置を決めており、物理的にずらせないかというところをずらすことは可能です。しかしながら、利用する上で難しい部分があると考えています。

[東淵会長]

かしこまりました。そうしましたら、出入口③で右折出庫はしないように、左折のみの運用となるということでしょうか。

[参考人]

出入口のため制限はかけづらく、左折を促す誘導をさせていただきます。

[東淵会長]

左折を促す誘導というのは、例えばどのような形で左折を促すのでしょうか。

[参考人]

路面標示もしくは看板標示で、当然、多くのお客様が来店されるオープン時は交通整理員を配置しますので、強制的に左折で退店してもらう対応ができると考えております。

[東淵会長]

左折のみという形の看板になるのでしょうか。

[参考人]

そうなると思います。

[東淵会長]

委員の皆様、よろしいでしょうか。山口委員からのご質問に関して、左折を促す看板を設置することで対応していただけるとのことです。

それではそれ以外のご意見ご質問を賜ればと思います。

[郡司島委員]

身障者用駐車場の裏に通路を確保されていますが、ひさしなどはあるのでしょうか。

[参考人]

設置します。

[八束委員]

2点ありまして、1点が廃棄物の保管について、生ごみ等はあまり出ないと思いますが、夏の暑さもあり、密閉されているとはいえ冷蔵の設備があればよいと思います。また、隣が飲食店なので、もしにおい等の発生があれば対応を検討していただきたいです。

もう1点、従業員駐車場付近に緑地がありますが、こちらは人が入れるようなスペースでしょうか。

[参考人]

廃棄物保管施設はブロック造の建築物で、開放された場所は基本にございませぬ。生ごみは商品を取り扱っていないため、出るとすれば従業員のお弁当などで、それを保管するための冷蔵設備は予定していません。既存店舗も同様で、苦情の発生もございませぬ。

緑地については、開発緑地で芝張りになるかと思います。駐車場と緑地帯との間にU字バリカーの構造物が入りますので、人が入れるようなスペースにはなりません。

[竹下委員]

薬剤師は常駐されるのかと、24時間営業される理由を教えてください。

[参考人]

営業時間は会社の方針として 24 時間で届け出ています。出店地によっては地元から要望もあり、営業時間を延ばせるようにしておくためです。実際の営業時間は愛媛県下の他店舗同様、朝 9 時開店、夜 12 時閉店となります。営業時間を延長する上で、医薬品登録販売者の確保が難しいこともあり、現時点で営業時間はすべてその時間で統一しています。また、基本的に薬剤師はいないお店になります。一般用の医薬品の指定第 2 類まで扱う店舗であり、将来的にはあるかもしれませんが、現時点で薬剤師の常駐は計画していません。

[郡司島委員]

資料 6 ページに景観への配慮として「建物の形状はできるだけシンプルな計画として三角屋根壁とすることで、周辺の環境との調和を図る」とありますが、景観には大きさや色、素材なども含まれると思います。図面を見るとすごく派手な黄色と赤で、コピーなので実際はもう少し抑えられた色になるかもしれませんが、形のみで配慮しているという書き方はいかがかと思います。今治市は景観の規制をかけていないので問題ないと思いますが、本当に配慮しているのかこれだけではよくわからないので、記載を工夫していただきたい。

[参考人]

以前は、立地する市町によっては景観条例などがあるため、それに適合した形になるよう、色彩等々の調和を図るという表現にしていたと思いますが、これまでの経緯の中で現在の表現に変えてきています。ご指摘いただいた内容を踏まえ、今一度表現を見直します。本計画の建物の色彩は、図面と比べて薄いと思います。既存店舗の色とお考えください。

[山口委員]

景観条例のある自治体では御社は色調をもう少し抑えた事例があり、今治市から要望があれば検討することもできたということかと思います。国道は既にロードサイド商業もたくさん立地していますので、御社だけに配慮を求めることはなかなか酷な話だと思いますが、御社はストアブランドもすでに強いものをお持ちなので、将来的には御社の自発的な議論として、景観への配慮の一つで色調を抑えましたというようなオペレーションを地方から始めていただければと思います。

[東淵会長]

色調については従来通りという形で確認していただき、将来的には提案されたような対応も考えていただければというご意見でございます。それでは今の周辺環境に配慮した、現行の色彩という観点については、委員の御理解を得られたと理解をいたします。その他、ご質問ご意見ございませんでしょうか。

[有光委員]

住民説明会で出た質問で、例えば搬入車両が混み合うというものやごみのポイ捨てがあるというものは前の店舗等の影響による意見だと思いますが、例えば搬入車両は納入業者も変わりますし、台数も変わると思います。また、お客さんの層も変わると思いますが、これは何もしなくても解決できるでしょうか。

[参考人]

もし近隣の方から苦情などが発生した場合にはそれに対応できるよう、納入業者等に連絡を取り、可能であれば時間をずらすなどの対応はしています。

[東淵会長]

ありがとうございました。近隣の方の反応を見ながら誠実にご対応いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

－参考人退出－

[東淵会長]

それでは、当審議会としての意見を取りまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

－全員了解－

[東淵会長]

次に「ドラッグコスモス妻鳥店」の新設届出について審議します。参考人の入室をお願いします。

－参考人入室－

[東淵会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料 7～12 ページの主な内容について説明－

- 駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係については、指針の基準値を満たしている。

駐輪場の収容台数については、指針の参考値を下回るものの、既存類似店舗の実績データを基に算出した必要台数 7 台を充足している。

- オープン時や繁忙時には、交通整理員を配置する。
- 騒音については 4 地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、B'、D' 地点で来客・従業員車両走行音により基準値を超過した。そのため、実測値を用いて再予測を行ったところ、全ての地点で基準値を満足した。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び四国中央市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

[東淵会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

[山口委員]

説明会の出席者が0名とのことですが、どのような形で近隣にご通知等されるのでしょうか。ドラッグストアの出店は多く、近隣の皆さんもお忙しいのでなかなかいच्छやらないものと推察しますが、やはりこのような説明会はできるだけ多くの方に情報提供できた方がよいと思いますので、可能な範囲でご説明いただければと思います。

[参考人]

毎回同じような対応をしていますが、事前に愛媛県に説明会開催の案内をしています。店舗周辺半径 1 キロ圏内の世帯 50%以上に対して開催 1 週間前に新聞折り込みをしており、新聞を取っている方の約 8 割から 9 割には行き渡っています。今回たまたま 0 人でしたが、多いところでは 10 人ほど参加される例もあり、難しいところです。

[東淵会長]

0 人というケースはたまにあるのでしょうか。

[参考人]

たまにございます。

[八束委員]

既存スロープがそのまま残っていますが、残した理由は何でしょうか。

[参考人]

もともとパチンコ店が営業されていたところで、建物は全部壊していますが、スロープは草も生えないのでそのまま残しています。北側は農道・水路があり、敷地境界線上北面全てメッシュフェンスを設置するので出入りはできない構造にしています。

[山口委員]

地域貢献に関する取組みで地元業者県内業者との取引を促進するという部分について、具体的にはどのようなことにご尽力されているのでしょうか。標準化度合いの強い業態の印象があり、各店舗で同じ品揃えという点がドラッグストアの特色であるイメージがありますので、チェーンストアのよさはキープしつつ、柔軟性をどの程度取り込んでおられるのか、教えていただければと思います。

[参考人]

建物を建てる際、下請業者は大体県内業者を使うようにしています。商品に関しては、冷蔵した日配品の練り物などは地場のものを可能な限り使っており、多いのは味噌・醤油です。これらは県別の棚割りを導入していることが多く、焼酎も地場のものをできるだけ導入しています。地元の単位としては県内と考えていただければと思います。

[倉内委員]

出入口について地元警察も憂慮されているように、右折入庫、右折出庫の際、通学路になっている歩道に加え、複数の車線を跨いで入退店しないといけない点は非常に危険だと思います。今後、出店を検討される場合にはぜひ考えていただきたいと思います。現在、渋滞対策の王道として、全国的に力を入れて右折レーンの設置を進めており、以前のパチ

ンコ店が出来た時とは状況が大きく違っています。そのような取組みにもそぐう形で、今後の出店においても交差点付近に出入口を設けざるをえないような場所は交通の観点から非常に良くないという点もぜひ踏まえてご検討いただきたいと思います。

〔参考人〕

事務局から説明もあった通り、事前に地元の警察署とも話し合いを行い、店側としては警察のご意向も踏まえ、看板設置の対応をさせていただきますが、今後、状況を見ながら、先ほど倉内委員がおっしゃられた話を踏まえ、営業に反映できたらと思っております。補足になりますが、近傍に自社店舗がございますので、ある程度分散はできると考えています。

〔山口委員〕

右折レーンは元々フジグランが向かいにあり、その来店車両が多いので設置したものだろうと思いますが、この跡地が今後どうなるかによっても変わってくると思います。

〔参考人〕

ゆめタウンが入ります。

〔山口委員〕

そうすると引き続き、この右折レーンが必要な程度には車もたくさん来るので、御社の出入口から右折で無理に出てくると、事故などいろいろなリスクが高まるかと思います。状況によっては警備員の配置等、対策を取っていただけるのでしょうか。

〔参考人〕

弊社でできることとしては図面⑩のサイン左下のところで、右折出庫はご遠慮くださいという注意喚起が、最大の対応になります。

〔東淵会長〕

委員から率直な要望ご意見出て参りました。今後、ご意見を踏まえて対策をとっていただければ、私どもとしてはありがたいところでございます。

〔竹下委員〕

図面⑬と⑯を見て、出入口のアウトのところが⑬では左折を促すような印ですが⑯はまっすぐなので右折も促しているように見えます。どちらが正しいのでしょうか。

〔参考人〕

図面⑬の印が正しいです。

〔東淵会長〕

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

－参考人退出－

〔東淵会長〕

それでは、当審議会としての意見を取りまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

ー全員了解ー

[東淵会長]

続きまして、次回以降の審議案件及びフォローアップ手続きについて、事務局に説明を求めます。

[事務局]

ー資料 13～15 ページの主な内容について説明ー

○次回以降の案件の説明

- ・審議会案件は、「くすりのレデイ新居浜松本店（新居浜市）」、「新居浜ファッションモール（新居浜市）」、「（仮称）ダイレックス今治延喜店（今治市）」、「（仮称）ダイレックス三津浜店（松山市）」、「（仮称）ダイレックス東予店（西条市）」の新設が5件予定されている。
- ・県の意見提示期限については、「くすりのレデイ新居浜松本店（新居浜市）」が令和8年12月13日まで、「新居浜ファッションモール（新居浜市）」が令和9年1月13日まで、「（仮称）ダイレックス今治延喜店（今治市）」及び「（仮称）ダイレックス三津浜店（松山市）」が令和9年1月15日まで、「（仮称）ダイレックス東予店（西条市）」が令和9年1月28日までとなっている。

○フォローアップ調査について

- ・「クスリのアオキ今治本町店（今治市）」、「ドラッグコスモス大可賀店（松山市）」及び「ドラッグコスモス西条大町店（西条市）」について、設置市町が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果について報告があり、周辺生活環境への問題は発生しておらず、周辺住民からの苦情も発生していないため、問題なし。
- ・「ラ・ムー今治店（今治市）」については、設置市が実施した実態調査の結果、自治会長など周辺住民よりごみの散乱や商品搬入のトラックの騒音などに関する意見を聞き取ったとの報告があった。店舗設置者より、事実確認を行い、原因を解消していることを確認し、今後も届出内容等の順守を行うよう口頭指導を行った。
- ・「クスリのアオキ神拝店（西条市）」については、設置市が実施した実態調査の結果、室外機の騒音に対する苦情が複数件発生していることが判明し、店舗設置者より室外機の同時稼働台数を少なくするなどの騒音軽減を図っていることや苦情を述べていた住民にも真摯に対応し、対応以降は苦情が発生していないことなどを確認した。引き続き苦情等が発生した場合は、誠意をもって対応するよう口頭指導を行った。

[東淵会長]

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

[倉内委員]

私が通った時だけかもしれませんがスーパー日東土居田店について、相当まずい状況だと思います。現実問題としてなかなか対策しようがない部分もありますが、少なくとも事実確認はしていただいた方がよいと思いました。大渋滞でかつ交通安全的にも危ない点は非常に懸念しております。

[東渕会長]

7月29日に開店していますが、当日の状況、それ以降の状況、県ではどういうふうを確認をされていますでしょうか。

[事務局]

当日は現地を見に行きました。事前の調査で平日の交通量が8時台に次いで2番目に多かった9時台に確認しましたが、かなり滞留していました。倉内委員から審議会でご指摘があったように、入店制限をかけても県道が狭いのでその様子が後ろの車両に伝わっておらず、すべての車両が入口付近で止められ、警備員に促されてようやく流れるという形で、警察にも苦情が入ったとのことでした。警察が現地を確認した際、最後尾は出合橋付近まで延びていたと聞いております。日東の方にも様子を見て感じたこと、警察から連絡があったことは共有しました。後日、警備員が細かく誘導し過ぎたためにかえって滞留が延びてしまい、店舗敷地内の整理を重視したことで渋滞が緩和されたこと、その後、来店客数も落ち着き、開店後最初の日曜日には夕方に入店制限を1度かけたものの、それ以外の時間帯で満車になることはなかったことについて、日東の方から報告がありました。

[東渕会長]

倉内委員が把握されている情報も同様でしょうか。

[倉内委員]

私は3時か4時くらいに通行しましたが、このようなところまで車列が延びるかという印象で、かといってどこかで避けられるところもない状態かと思います。

[東渕会長]

現状ではかなり交通渋滞の発生源として影響を及ぼしているということでしょうか。

[倉内委員]

ただ、混んでいるという認識を多くの方が持たれると分散していくため、難しい部分もあります。しかし、やはりいろいろと混雑する時間帯もあり、また、踏切などがある場所で、交通安全的にもなかなか難しい部分がある点は当初懸念された通りです。

[東渕会長]

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。皆様どうもありがとうございました。

[事務局]

以上をもちまして愛媛県大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

○閉 会 (11:45 終了)

議事録署名人

㊞